

【中国語】青梅市政府网页还提供以上语言: 英语, 普通话, 广东话, 韩语, 西班牙语和德语。  
【広東語】青梅市政府網頁還提供以上語言: 英語, 普通話, 粵語, 韓語, 西班牙語和德語。  
【韓国語】저희 오우메시 홈페이지는 영어, 중국어, 광둥어, 한국어, 스페인어, 독일어로도 볼 수 있습니다.  
【ドイツ語】Die Website der Stadtregierung Ome ist auch erhältlich in: English, Mandarin, Kantonesisch, Koreanisch, Spanisch und Deutsch.

## 青梅・羽村ピースメッセンジャー募集

青梅市と羽村市では共同事業として両市の中学生を原爆が投下された広島へ派遣し、戦争の悲惨さや平和の大切さを心で感じ取り、主体的に発信できる人材の育成を目的として、ピースメッセンジャー事業を実施します。

派遣期間 8月4日(土)～6日(月)

※滞在中は、被爆体験者のお話を聞いたり、広島平和記念資料館等の見学、平和記念式典への参列等を行います。

募集対象 青梅市内在住で市立中学校以外の中学校に在籍する中学生

※市立中学生は各学校での募集となります。

※過去に本事業に参加した方を除きます。

応募資格 心身ともに健康で協調性に富み、規律ある団体行動ができる方▷青梅市および羽村市が合同で実施する事前研修(7月6日と13日の夜、23日の午前・午後)、出発式(7月30日の夜)、事後研修(8月11日と15日の午前・午後)、派遣報告会(8月19日の午前・午後)に参加できる方

募集人数 3人 費用 個人負担なし

選考方法 作文審査と面接

▷作文…テーマを1つ選択し、所定の原稿用紙(申込書と一緒に配布)に800字程度の作文を作成して提出してください。



▲原爆ドーム見学

▷面接…5月13日(日) 午前(時間は後日連絡)

申し込み 5月8日(消印)までに総合案内(市役所1階)、市民安全課(市役所3階)、各市民センター、中央図書館で配布する募集案内を読み、申込書に記入・写真貼付のうえ、作文と一緒に郵送または直接市民安全課市民安全係へ

※土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時15分

※募集案内、申込書、原稿用紙は市ホームページからダウンロード可

問い合わせ 市民安全課市民安全係

## 第7回青少年友好親善使節団派遣団員募集

市では、姉妹都市ドイツ・ポツバルト市との友好親善を深め、国際的視野に立つ青少年の育成を目的として、青少年友好親善使節団の団員を派遣します。

派遣期間 8月8日(水)～17日(金)の8泊10日(全員民泊)

募集対象 市内在住の中学2年生～平成30年度に20歳を迎える方

※過去に本事業に参加した方を除く。学生、社会人等不問

応募資格 心身ともに健康で協調性に富み、規律ある団体行動ができる方▷派遣後も民泊受け入れやイベント参加等で、市の姉妹都市交流事業や国際交流事業に協力できる方▷事前研修(6月14日と22日の夜、7月15日と22日の午前・午後、7月31日の夜)、事後研修(8月31日と9月14日の夜、9月23日と30日の午前・午後)、派遣報告会(10月初旬予定)に参加できる方

募集人数 10人

費用 派遣にかかる航空運賃等は市負担。パスポート取得費用、個人に必要な経費等は個人負担

選考方法 作文審査と面接

▷作文…テーマを1つ選択し、所定の原稿用紙(申込書と一緒に配布)に800字程度の作文を作成して提出してください。

▷面接…5月27日(日) 午前(時間は後日連絡)

申し込み 5月11日(消印)までに総合案内(市役所1階)、秘書広報課(市役所4階)、各市民センター、中央図書館で配布する募集案内を読み、申込書に記入・写真貼付のうえ、作文と一緒に郵送または直接秘書広報課交流担当へ

※土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時15分

※募集案内、申込書、原稿用紙は市ホームページからダウンロード可

問い合わせ 秘書広報課交流担当



▲平成28年度の使節団

### 自治会活動紹介コーナー33

#### 第9支会としての重要な取り組み 青梅市自治会連合会第9支会相談役 高木博康

第9支会は、青梅市の東の外れにあり、隣は羽村市となります。川からも遠く、がけ崩れ等とも無縁ですが、そのような環境のもと、現在重要な取り組みとして、各自治会の防災組織の再構築を目指しています。  
2011年3月11日に発生した東日本大震災を受け、「安全・安心な地域づくりのために」、各自治会長を中心に災害に強い地域社会、体制作りを構築しています。  
東京都「地域の底力発展示業助成」を利用し、実際に災害が起きたときに必要な無線機、大ハン

マー、テント、無事旗(黄色い旗)等を購入し、独自に災害時訓練を実施し、いざというときに備えています。  
災害は、いつ起きるか分かりません。地域の防災力向上には自助・共助が必要です。いざというときのために近所の人たちと親しくなり、互いに協力し、助け合うことが必要です。第9支会では、皆さんが顔を合わせる

ための機会として、盆踊り、運動会等を実施しています。ぜひ参加して交流を深めていただき、住んでよかったと言える地域にしていきたいと思っております。  
▽青梅市自治会連合会ホームページ <http://www.ome-rengouji/>  
問い合わせ 市民活動推進課



▶防災訓練の様子

### 平成30年度国民年金保険料 学生納付特例制度をご存じですか？

学生納付特例制度は、大学・専修学校などに在学する20歳以上の学生または生徒で、本人の前年所得が一定基準以下で保険料を納めることが困難な場合に、申請により承認されると在学中の保険料の納付義務が猶予される制度です。この制度は在学期間中、毎年度申請手続きが必要となります。  
※前年度の所得基準：  
「申請者本人のみ」118万円＋扶養親族等の数×38万円＋社会保険料控除等  
平成29年度に学生納付特例制度を利用し、30年度も引き続き在学する方で、同制度を利用する場合は、日本年金機構から送付される申請書(ハガキ)に必要な事項を記入の

うえ、返送してください。ハガキを紛失した方、学校等が変更になった方、新たに在学した方は、年金手帳、学生証(コピーでも可)、認印および本人確認書類(代理人の場合は、代理人の印鑑、代理人の本人確認書類)をお持ちのうえ、保険年金課(市役所1階)または青梅年金事務所へ申請手続きをしてください。  
また、離職後に申請する場合は、雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書、退職辞令等のいずれか1点を合わせてお持ちください。  
申請・問い合わせ 青梅年金事務所 ☎30-3410▽市保険年金課国民年金係

### 屋外に広告を表示するには許可が必要

建物の屋上や壁面などに表示される屋外広告は、無秩序・大量に表示されると街の美観を損ねます。また、適正に管理されなければ、落下や破損、倒壊などによる危険があります。  
新たに屋外広告物を表示する場合は、事前に申請し、以降は原則として2年に1回継続申請が必要です。  
※小規模な自家用広告物(自己の事業所に表示する屋号等の看板)については許可が不要な場合があります。  
(例)住居専用地域では合計面積5㎡未満、その他の地域では合計面積10㎡未満の自家用広告物用途地域によって、掲出の禁止や広告表示面積に規制



屋外広告物の適正な管理にご協力を!!

### 青梅市環境審議会

日時 5月10日(木) 午後2時から  
会場 市役所2階201会議室  
内容 青梅市生物多様性地域戦略の策定について  
定員 10人(抽選)  
傍聴受付 当日の午後1時

30分～45分に会場入り  
問い合わせ 環境政策課管理係

